

日本 NPO 学会「正副会長選挙実施規程」 補足説明

規定	補足説明
<p><b>第 1 章 総則</b></p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 本規程は、日本 NPO 学会会則第 16 条の 2 第 3 項に定める、任期終了のため新たに理事を選任する定時総会（以下「理事選任総会」という）において、その決議により選任された理事（以下「新理事」という）で構成する理事会（以下「新理事会」という）の第 1 回理事会における会長、副会長の選定（以下「正副会長選挙」という。）の制度を定め、その選挙の公明かつ適正な実施に資することを目的とする。</p>	
<p>(選挙管理者)</p> <p>第 2 条 正副会長選挙は、選挙管理者がこれを管理する。</p> <p>2 選挙管理者は、本会の会則、細則及びこの規程に基づき公明かつ適正な選挙の実施を確保するものとする。</p> <p>3 選挙管理者は、会長とする。</p> <p>4 選挙管理者である会長が欠けたとき又は会長に事故あるとき、副会長が臨時にその職務を代行する。</p> <p>5 選挙管理者の庶務は、事務局長が行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正副会長・事務局長について非改選理事ではない場合、次期の理事候補者、また、総会を経て正副会長選挙の被選挙人となる可能性がある。</li> <li>・ただし、第 1 回理事会内で選挙人は最大 25 名による互選であり、選挙管理者は、選挙人の面前、監視のもとで投票、開票等を行うことから、不正等の発生する可能性はないものと考え、左の規定案とした。</li> </ul>

<p>(選挙管理者の所掌事務)</p> <p>第3条 選挙管理者は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>① 正副会長選挙の投票に関する事務</p> <p>② 前号のほか正副会長選挙の実施に関する事務</p>	
<p><b>第2章 選挙人及び被選挙人</b></p> <p>(選挙人)</p> <p>第4条 選挙人は、理事選任総会において、その決議により選任された新理事とする。</p>	
<p>(被選挙人)</p> <p>第5条 会長選挙の被選挙人は、理事選任総会において、その決議により選任された新理事とする。</p> <p>2 副会長選挙の被選挙人は、正副会長選挙において選定された会長を除く新理事とする。</p>	
<p><b>第3章 選挙期日</b></p> <p>(選挙期間)</p> <p>第6条 選挙期間は、正副会長選挙の実施を理事候補者に告知した日から、新理事会の第1回理事会の終結時までとする。</p>	

<p>2 地震等の自然災害の発災や感染症の拡大など不測の事態により正副会長選挙の実施が困難と認められる場合、選挙管理者は、前項の定めにかかわらず新たな選挙期間はじめ選挙の実施案を作成して会長に報告し、会長は選挙の新たな実施案について理事会に報告しその承認を得るものとする。</p> <p>3 新たな正副会長が選出されていないときは、会則第 18 条第 3 項に基づき、前任の正副会長は、任期満了後においても、新正副会長就任のときまでその職務を行わなければならない。</p>	
<p>(選挙の告知)</p> <p>第 7 条 会長は、理事選任総会を招集するに際し、新理事会の第 1 回理事会の開催について、その日時、場所、審議事項を記載した書面を予め作成する。</p> <p>2 会長は、本会の「理事候補者選挙の手続きに関する細則」(以下「理事候補者選挙細則」という。)第 11 条第 7 項により理事選任総会に付議する理事候補者名簿に基づき、理事選任総会に先立ち、理事候補者に対して前項の書面を通知し、同総会及び新理事会の第 1 回理事会への出席の有無について、期限を定めて回答を求める。</p> <p>3 選挙管理者は、前項の理事候補者に対する総会及び第 1 回理事会への出欠確認に合わせて、選挙人及び被選挙人となり得る理事候補者に対し、正副会長選挙の実施を告知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年次大会が 11 月に延期されたことから、次期(第 11 期)の新理事会は、6 月 6 日の定時総会ののち、新理事のそろう日程を調整の上、開催される予定。</li> </ul>

<p>(被選挙人となることの辞退の受付)</p> <p>第8条 理事候補者は、正副会長選挙に先立ち、正副会長選挙の被選挙人となることを辞退することができる。なお、会長選挙及び副会長選挙のいずれかの被選挙人のみを辞退することはできない。</p> <p>2 選挙管理者は、前条第3項に基づき理事候補者に対して正副会長選挙の実施を告知するに際し、理事候補者が被選挙人となることの辞退を希望する場合は、理事選任総会の1週間前までに選挙管理者に対してその旨を電子メールにより届け出ることを求める。</p> <p>3 選挙管理者は、前項により理事候補者が辞退を届け出たときは、それを受理する。</p> <p>4 選挙管理者は、前項で辞退を受理した理事候補者を除き、正副会長選挙の被選挙人名簿及び投票用紙(様式第1号及び第2号)を作成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「理事選任総会の1週間前」は、5月30日。</li> </ul> <p>つまり、理事候補者となった25名は、5月17日までに正副会長選挙の実施の告知を受け、正副会長選挙の被選挙人となることの辞退を希望する場合は、5月30日までに選挙管理者に届け出ることを義務付ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この届出期限以降の辞退は認めず、選任された場合は必ず職務を担うものとされる。</li> </ul>
<p><b>第4章 投票</b></p> <p><b>第1節 通則</b></p> <p>(一人一票)</p> <p>第9条 選挙は、投票により行う。</p> <p>2 投票は、正副会長選挙それぞれにつき、一人一票に限る。</p>	

<p>(秘密投票)</p> <p>第 10 条 本会の機関及び会員は、特定の選挙人の投票を知り、又は第三者に知らせてはならない。</p>	
<p>(投票方法)</p> <p>第 11 条 投票の方法は、本章第 2 節に定める投票所における投票又は第 3 節に定める不在者投票とする。</p> <p>2 選挙管理者は、第 7 条第 3 項に定める理事候補者に対する選挙の実施の告知に際し、投票方法を正確に告知しなければならない。</p>	
<p>(委任の禁止)</p> <p>第 12 条 選挙人は、投票権を委任することができない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事候補者は、上記のとおり、正副会長選挙に関し、被選挙人を辞退することはできるが、選挙人として選挙の責務を果たす。</li> </ul>
<p><b>第 2 節 投票所における投票</b></p> <p>(投票所)</p> <p>第 13 条 投票所は、第 1 回理事会会場など選挙管理者が指定する場所に設ける。</p> <p>2 投票所の開閉時間は、第 1 回理事会の開会時間内で、選挙管理者が定めるところによる。</p>	

<p>(投票用紙及び投函)</p> <p>第 14 条 選挙人は、選挙管理者が定める様式の投票用紙に記載されている候補者欄に○の記号を自書し、これを投票箱に入れなければならない。</p> <p>2 会長の選挙の投票を先に実施し、その開票及び当選人の確定の後、副会長の選挙の投票を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本規程の様式第 1 号、同第 2 号に定める投票用紙は、選挙管理者の監督の下で、選挙の庶務を担う事務局長が作成することになる。選挙管理者は、投票用紙への被選挙人の氏名の登載が、間違いなく行われたかを点検する。</li> </ul>
<p><b>第 3 節 不在者投票</b></p> <p>(不在者投票)</p> <p>第 15 条 選挙管理者は、第 7 条第 2 項により新理事会の第 1 回理事会に欠席の回答をした理事候補者に対し、不在者投票の期間を定め、その投票手続について必要な措置を講じる。</p> <p>2 不在者投票に投票する選挙人は、選挙管理者が定める投票用紙に記載されている候補者欄に、会長選挙については 1 名、副会長選挙については、第 1 順位用の投票用紙に 1 名、第 2 順位用の投票用紙に 1 名、○の記号を自書し、これを会長選挙用 1 通、副会長選挙用 2 通の所定の内封筒に封印し、第 1 回理事会の 3 日前までに外封筒にまとめて封入し選挙管理者あてに郵送しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投票用紙が、不在者投票の選挙人に対し、その者が学会に届出た住所に確実に送達されたかの確認が必要。</li> </ul>
<p><b>第 5 章 開票</b></p>	

(無効投票)

第 16 条 第 4 章第 2 節に定める投票所での投票について、次の各号のいずれかに該当する投票は無効とする。

- ① 所定の投票用紙を用いないもの
- ② 一つの職に対し 2 名以上の候補者欄に○の記号を記載したもの
- ③ ○以外の事項を記載したもの
- ④ 白票
- ⑤ 副会長選挙において、会長の当選者となった候補者欄に○の記号を記載したもの

2 第 4 章第 3 節に定める不在者投票について、次の各号のいずれかに該当する投票は無効とする。

- ① 所定の投票用紙、封筒を用いないもの
- ② 一通の投票用紙に対し 2 名以上の候補者欄に○の記号を記載したもの
- ③ ○以外の事項を記載したもの
- ④ 白票
- ⑤ 所定の期限までに選挙管理者に着信しなかったもの。  
なお、郵便事情等による配達遅延の場合でも、選挙期日に間に合わなかったものは無効とする。
- ⑥ 副会長選挙において、会長の当選者となった候補者欄に○の記号を記載したもの

<p>(当選人)</p> <p>第 17 条 選挙においては、会長選挙、副会長選挙とも有効投票の最多数を得た者をもって当選とする。ただし、いずれの被選挙人も有効投票総数の過半数以上を得票しないときは、得票数上位 2 名で直ちに決戦投票を行う。なお、決戦投票は、投票所における投票に限るものとする。</p> <p>2 当選人を定めるにあたり得票数が同じであるときは、選挙管理者において定めるくじの方法により当選者を決する。前項の得票数上位 2 名を定めるにあたり得票数が同じであるときも、同様とする。</p> <p>3 第 1 項に定める決戦投票の結果、有効投票の最多数を得た者が、投票所における選挙人総数の 3 分の 1 以上を得票しないときは、再投票を実施するものとする。</p> <p>なお、再投票は、投票所における投票に限るものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 有効投票総数は、25 名全員が投票した場合 25 票。過半数は 13 票。</li> <li>• 不在者投票を導入し、有効投票総数を確保する。</li> <li>• 「投票所における選挙人総数」には、欠席し不在者投票をした人数は含まれない。かりに第 1 回理事会に出席した理事が 20 名であれば、3 分の 1 以上の 7 票以上の得票が必要となる。</li> </ul>
<p>(開票)</p> <p>第 18 条 開票は、第 1 回理事会の投票所において、選挙人の面前において、選挙管理者が行う。</p> <p>2 副会長選挙の開票の結果、先に実施した会長選挙の当選人の候補者欄に○の記号を記載したものがあつた場合は、選挙管理者は、直ちに開票結果を選挙人に発表せず、不在者投票による第 2 順位の封筒を開封し、その投票用紙を他の投票用紙に混入させた上で集計し、開票結果を発表するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 不在者投票では、副会長選挙の投票用紙を 2 通、第 1 順位と第 2 順位にわけて投票することを義務付ける。</li> <li>投票所での副会長選挙では、まず第 1 順位の投票用紙を選挙管理者が開封して投票する。投票所にいる選挙人は、会長当選者を除いた被選挙人について投票するが、不在者はそれを事前に知り得ない</li> </ul>



<p>る。</p>	<p>ため、開票の結果、会長当選者を第1順位の副会長として投票していたときに、選挙管理者は開票結果を直ちに述べず、会長当選者を記した投票用紙を無効票として除き、第2順位の投票用紙を開封して他の投票用紙に混入させたうえで、初めて開票結果を選挙人に告げる。これは、不在者の投票の秘密を守る趣旨である。</p>
<p>(報告及び公表)</p> <p>第19条 選挙管理者は、正副会長選挙の開票結果を新理事会に報告し、書面に作成し、新理事会の第1回理事会の記録とする。</p> <p>2 選挙管理者は、正副会長選挙の結果を会員に対し本会のメーリングリストにより発表する。</p> <p>3 前項の発表を終えた後、選挙管理者は、本会のウェブサイトを通じて、正副会長選挙の結果を公表する。</p>	<p>・</p>
<p>附則</p> <p>1 この規程は2020年2月28日から施行する。</p>	